

## 令和 6 年度

### 名張市職員採用候補者試験受験案内【B日程】 (一般事務職、技術職、保健師)

令和 6 年 5 月 2 0 日  
名張市職員試験委員会

名張市職員の採用候補者を決定する試験を次のとおり実施します。

#### 1. (1) 受付期間

| 採用職種 | 受 付 期 間                                   |
|------|-------------------------------------------|
| 全職種  | 令和 6 年 5 月 2 0 日 (月) ～ 令和 6 年 6 月 7 日 (金) |

原則として、インターネットからお申し込みください。(※詳しくは、P5～6をご覧ください。)

#### 【試験案内等の入手方法】

##### ①名張市ホームページからダウンロード

(申込書の印刷はA4・両面、その他の書類は、白色のA4用紙に片面印刷とします))

##### ②郵送での請求

##### ③直接入手(名張市役所 2階 総務部 人事研修室内 職員試験委員会事務局にて)

#### 【申込書類の提出方法】

##### ①郵送の場合：提出書類をご確認のうえ、「特定記録郵便」にて郵送〔6月7日(金)の消印有効〕

##### ②直接提出の場合：名張市役所 2階 総務部 人事研修室内 職員試験委員会事務局に提出 (午前8時30分から午後5時15分まで。但し、土曜日及び日曜日は除きます。)

#### (2) 採用日

| 採用職種 | 採 用 日          |
|------|----------------|
| 全職種  | 令和 7 年 4 月 1 日 |

(3) 採用職種・採用予定人数・受験資格

| 採用職種          | 採用<br>人数  | 受 験 資 格<br>(次のすべての要件に該当する人)                                                   |
|---------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 一般事務職<br>(上級) | 10名<br>程度 | (1) 平成7年4月2日以降に生まれ、大学(短期大学を除く。)卒の人<br>(令和7年3月卒業見込みの人を含む。)                     |
| 一般事務職<br>(中級) |           | (1) 平成7年4月2日以降に生まれ、短期大学又は高等専門学校卒の人<br>(令和7年3月卒業見込みの人を含む。)                     |
| 土木技術職<br>(上級) | 若干名       | (1) 平成7年4月2日以降に生まれ、土木技術の専門課程を履修した人で<br>大学(短期大学を除く。)卒の人<br>(令和7年3月卒業見込みの人を含む。) |
| 土木技術職<br>(中級) |           | (1) 平成7年4月2日以降に生まれ、土木技術の専門課程を履修した人で<br>短期大学又は高等専門学校卒の人<br>(令和7年3月卒業見込みの人を含む。) |
| 保健師           | 若干名       | (1) 平成7年4月2日以降に生まれ、保健師免許を有する人<br>(令和7年3月31日までに免許取得見込みの人を含む。)                  |

《注意事項》

(1) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 名張市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

外国籍の人の任用にあたっては、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。詳しくは、末尾の「外国籍職員の任用に関する基準」を参照してください。

(2) 学歴要件については、下記の区分とします。

①大学卒

- ア 学校教育法に規定される大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び卒業見込みの人
- イ 修士課程、博士課程を修了した人及び修了見込みの人
- ウ 短期大学・高等専門学校等卒業者で大学の科目履修制度（専攻課程など）等を利用して学士を授与された人及び授与見込みの人

②短期大学又は高等専門学校卒

- ア 学校教育法に規定される短期大学又は高等専門学校を卒業した人及び卒業見込みの人
- イ 専修学校で修業年限2年以上の専門課程を卒業した人及び卒業見込みの人
- ウ 学校教育法に規定される大学（短期大学を除く。）を中途退学した人で、2年以上修学し、62単位以上取得した人

③高校卒又は同等の資格を有する人

- ア 学校教育法に規定される高等学校を卒業した人及び卒業見込みの人
- イ 専修学校で修業年限3年以上の高等課程を卒業した人及び卒業見込みの人
- ウ 高等学校卒業程度認定試験に合格した人及び合格見込みの人

(3) 大学卒区分に該当する人は、中級での受験をすることはできません。また、短期大学又は高等専門学校卒区分に該当する人は、上級での受験をすることはできません。

(4) 各日程において2つ以上の職種を併せて受験申込をすることはできません。また、受験申込後に受験職種を変更することもできません。

(5) A日程、B日程、C日程及びD日程を併願受験することはできません。ただし、申込書を提出しただけで一切の試験を受験しなかった場合は、未受験者として他の日程の試験を受験することができます。

(6) 職務能力試験及び専門試験の試験問題は、活字印刷文（文字の大きさは10ポイント程度）で出題します。

(7) 退職者数の増減や事務事業の見直しなどにより、採用計画等を見直しを実施することがあります。そのため、採用予定人数については、増減することがあります。

## 2. 試験期日・場所及び試験の方法

### ≪第1次試験≫

#### 【1日目】

(1) 日 時 令和6年7月14日(日曜日)

※ 日時の詳細については、試験案内通知(受験票等)送信の際にお知らせします。

※ 今後の台風・地震等の自然災害等で、やむを得ず日時等を変更する場合があります。

(2) 場 所 名張市鴻之台1番町1番地 名 張 市 役 所  
名張市鴻之台1番町2番地 名張市防災センター(名張消防署2階)  
のうちいずれか指定する場所

※ 受験者数等によりやむを得ず会場を変更する場合があります。

(3) 試験科目

一般事務職 職務能力試験 60分

土木技術職 専門(土木)試験 90分

保健師 専門(保健師)試験 90分

上記試験科目のほか、職務適応性検査・職場適応性検査を実施します。

(4) 試験内容

|        |                                                                 |
|--------|-----------------------------------------------------------------|
| 職務能力試験 | 論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認する択一式による筆記試験 |
|--------|-----------------------------------------------------------------|

※「国内外の社会情勢への理解等」の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識(社会常識や義務教育の中で学んだことなど)や、ニュース等で報道された内容が出題されます。

|               |                                                                          |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 専門試験<br>(土木)  | 数学・物理・情報、土木構造設計(構造力学、構造設計)、土木基盤力学(水理学、土質力学)、測量、社会基盤工学、土木施工に関する択一式による筆記試験 |
| 専門試験<br>(保健師) | 公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論に関する択一式による筆記試験                                 |

#### 【2日目】

(1) 日 時 令和6年7月20日(土曜日)・21日(日曜日)・27日(土曜日)

28日(日曜日)のうちいずれか指定する日

※ 日時の詳細については、1次試験1日目の際にお知らせします。

※ 今後の台風・地震等の自然災害等で、やむを得ず日時等を変更する場合があります。

(2) 場 所 名張市鴻之台1番町1番地 名 張 市 役 所

※ 受験者数によりやむを得ず会場を変更する場合があります。

(3) 試験科目 集団面接

## 《第2次試験》

第1次試験合格者を対象に次のとおり実施します。

- (1) 日 時 令和6年8月24日(土曜日)・25日(日曜日)・31日(土曜日)  
9月 1日(日曜日)のうちいずれか指定する日

- ※ 日時の詳細については、第1次試験結果通知の際に合格者にお知らせします。
- ※ 今後の台風・地震等の自然災害等で、やむを得ず日時等を変更する場合があります。

- (2) 場 所 名張市鴻之台1番町1番地 名 張 市 役 所

- ※ 第1次試験合格者数等によりやむを得ず会場を変更する場合があります。

- (3) 試験科目 個人面接(全職種)、作文試験(全職種)、集団討論(一般事務職のみ)

- ※ 第1次試験合格者は、別途指定する日までに最終学校卒業(見込)証明書、資格証、免許証の写し等の書類を提出していただきます。詳細は、第1次試験結果通知の際に合格者にお知らせします。

## 3. 受験申込手続及び受付期間



※ 申 込 フ ォ ー ム  
(<https://logoform.jp/ff/GuU2v>)

### (1) 申込方法

原則として、インターネットからお申し込みください。

なお、申し込みには、パソコン又はスマートフォンのメールアドレスが必要です。

申し込み送信後すぐに、「送信完了」の通知メールが自動送信されますので、届いたことを確認してください。

「送信完了」の通知メールが届かない場合は、申し込みができていない可能性がありますので、人事研修室までお問い合わせください。

郵送により申し込みを行う場合は、名張市ホームページから「受験申込書」、「エントリーシート」をダウンロードし、ご提出ください。(受験申込書をホームページから出力する場合は、白色のA4用紙に両面印刷とします。なお、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷をしてください。その他の書類は、白色のA4用紙に片面印刷とします。)

また、名張市役所 総務部 人事研修室にも備え付けています。

申込書は、必ず黒のボールペン又は黒のインクで記入したものか、パソコンで入力して印刷したものを提出してください

郵送により申し込みを行った場合でも、その後の連絡は電子メールにより行います。

※名張市ホームページ (<https://www.city.nabari.lg.jp/130/250/010/>)

(2) 受付期間

令和6年5月20日（月曜日）から令和6年6月7日（金曜日）午後5時15分受信分まで  
郵送による申し込みの場合は、「特定記録郵便」にて郵送してください。

〔6月7日（金）の消印有効〕

なお、受付期間以外の申込みは、いかなる理由があっても受付できません。

(3) 郵送の場合の申込先（問い合わせ先）

〒518-0492 名張市鴻之台1番町1番地  
名張市役所 総務部 人事研修室内 職員試験委員会事務局  
(TEL 0595-63-7315)

(4) 注意事項

- ・受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申し込みください。  
郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任は負いません。
- ・申し込みに使用するメールアドレスは、パソコン又はスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。携帯電話のメールアドレスで申し込みをされた場合、案内メールが届かない場合があります。  
これにより受験できなかった場合でも一切責任を負いませんので、ご注意ください。（ドメイン指定等の受信制限をされている場合は「@logoform.jp」、「saiyou@city.nabari.lg.jp」から電子メールを受信できるように設定してください。）
- ・受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申し込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。  
このために生じた申し込みの遅延等は一切責任を負いませんので、時間に余裕をもってお申し込みください。
- ・お使いのプロバイダによっては、本市からの「送信完了」の通知メールが迷惑フォルダ等に割り振られるなどして届かない場合があります。その際は該当するフォルダを確認するか、プロバイダにお問い合わせください。
- ・申し込みに記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。  
なお、提出された書類は一切お返しいたしません。
- ・試験案内通知（受験番号等）につきましては、6月20日（木曜日）までに受験者にメールにて送信を予定しています。なお、試験案内通知（受験票等）が届かない場合は、必ず6月24日（月曜日）までに職員試験委員会事務局まで連絡してください。
- ・外国籍の受験生の方は後日担当より、永住者又は当別永住者の在留資格を有することが確認できる書類の提出依頼の連絡を行います。

#### 4. 合格から採用まで

- (1) 可否の決定      令和6年9月中旬に、本人宛に可否を通知いたします。
- (2) 採点結果      希望する受験者本人に限り、令和7年3月31日までの間、試験の採点結果（総合順位・各得点）を公表いたしますので、運転免許証などの身分証明書（写真のあるもの）を持参し、人事研修室内職員試験委員会事務局へお越してください。なお、電話、郵便、メール等による請求のほか、代理人の請求による開示はできません。
- (3) 採用について      合格者は、職種ごとに作成する「採用候補者名簿」に成績順に登載され、その中から採用者が決定されます。
- (4) その他      受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。  
なお、学歴要件の各区分において、令和7年3月卒業見込み又は資格取得見込みで受験された方で、令和7年3月に卒業できなかった又は資格を取得できなかった場合、また、保健師の方で令和7年3月31日までに該当の免許を取得できなかった場合は、合格を取消します。

#### 5. 参考事項（給与等について）

- ① この試験に合格し、採用された場合には、「職員の給与に関する条例」の規定による給料及び扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が支給されます。
- ② 令和6年4月現在、一般事務職職員の初任給（地域手当を含む。）は、次のとおりです。

上級 大学卒 202,086円

中級 短大卒 184,473円

初級 高校卒 171,598円

※職歴、経験等に応じて加算措置があります。

- ③ 年次有給休暇は、1年につき20日（採用年は、4月1日の採用の場合は15日）あり、このほか特別休暇等があります。

- ④ 採用職種の主な職務内容は、次のとおりです。

| 採用職種      | 主 な 職 務 内 容                                    |
|-----------|------------------------------------------------|
| 一般事務職（上級） | 一般行政事務                                         |
| 一般事務職（中級） |                                                |
| 土木技術職（上級） | 道路・農業農村整備・上下水道等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務及び関連する行政事務 |
| 土木技術職（中級） |                                                |
| 保 健 師     | 乳幼児、妊産婦、成人等の保健指導・健康指導等の業務及び関連する行政事務            |

- ⑤ 採用試験の配点及び基準点は、次のとおりです。

| 試験科目  |        | 配点（点） 【】は基準点   |                |                |
|-------|--------|----------------|----------------|----------------|
|       |        | 一般事務職          | 土木技術職          | 保健師            |
| 第1次試験 | 集団面接   | 100<br>【50】    | 100<br>【50】    | 100<br>【50】    |
|       | 職務能力試験 | 適否のみ判断<br>【40】 | —              | —              |
|       | 専門試験   | —              | 適否のみ判断<br>【40】 | 適否のみ判断<br>【40】 |
| 第2次試験 | 個人面接   | 100<br>【50】    | 100<br>【50】    | 100<br>【50】    |
|       | 作文試験   | 25<br>【10】     | 25<br>【10】     | 25<br>【10】     |
|       | 集団討論   | 25<br>【10】     | —              | —              |

- ※1 基準点は、試験科目ごとに個別に定めた最低限必要な点数です。基準点に達しない試験科目が1つでも存在する場合は、他の試験科目の成績に関わらず不合格となります。
- ※2 基準点は、採用予定者数や受験者による平均点等を勘案して、試験区分ごとに変更する場合があります。
- ※3 各試験における合格者は、各試験科目の基準点を満たす受験者のうち、合計点数の高い人から順に採用予定者数等を勘案して決定をします。なお、第1次試験時の職務能力試験及び専門試験は、基準点による適否のみ判断を行うこととします。
- ※4 専門試験は、標準偏差を用いた標準点を使用します。受験者の点数は、概ね0点から100点に分布します。
- ※5 職務能力試験は、項目反応理論（IRT）と呼ばれる統計的テスト理論に基づいて算出したスコアを使用します。

## 6. その他

### ◎この試験に関する問い合わせ先

職員試験委員会事務局（名張市役所 総務部 人事研修室内）

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

電話 0595-63-7315 FAX 0595-64-2560

E-mail saiyou@city.nabari.lg.jp HP <https://www.city.nabari.lg.jp>

### 外国籍職員の任用に関する基準

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、名張市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

#### 1. 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使にあたる職務」とは、次のとおりです。

- ①市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- ②市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- ③市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- ④その他の公権力の行使に該当することとなる職務

#### 2. 公の意思の形成への参画にあたる職務について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、名張市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する室長以上のライン職及び本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。